

京都市職員共済組合公告第9号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更します。

平成16年10月25日

京都市職員共済組合
理事長 松井珍男子

第19条中「20日以内」を「50日以内」に改める。

附 則

この変更は、公告の日から施行する。

(総務局人事部厚生課)